平成 25 年 9 月 9 日

各　位

会　社　名　ルーデン・ホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　西岡 孝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード1400）
問合せ先　取締役管理部門管掌兼管理本部長
佐々木 悟
電　話　03-5332-5374

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成25年4月19日付の「当社による訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示した訴訟の提起の判決が平成25年9月5日に言い渡され、本日、確認しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社は、平成25年4月19日付の「当社による訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示したとおり、平成20年2月29日に当社の前経営陣により、当時アドバイザリー契約（増資）締結中であった有限会社ドットコム・キャピタルに対し、経営の安定化がはかれ、当社業務への継続的な支援を受けることが出来るとし、35,000,000円の貸し付けを行いました。しかし、返済期限を経過しても、当社に対し支払が無く、当社の貸付金の返済請求を拒否したため、貸金返還請求訴訟の提起をおこない、平成25年9月5日に判決が言い渡されたものです。

２．当該訴訟の判決があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所　平成25年9月5日

３．当該訴訟を提起した者（原告）

当社

４．当該訴訟を提起した相手（被告）

（１）　商　　号	有限会社ドットコム・キャピタル
（２）　本　店　所　在　地	東京都渋谷区東一丁目 27 番 1 号
（３）　代表者の役職・氏名	代表取締役　　韮澤　政男

５．判決の内容

①被告は、原告に対し、貸付金元金及びその利息金36,026,027円及びこれに対する支払い済みまで年18%の割合による金員を支払え

②訴訟費用は被告の負担とする。

③この判決は、仮に執行することができる。

６．今後の見通し

本件につきましては当社としての対応を顧問弁護士等と協議しております。よって、現時点では当該訴訟による当社の連結業績予想に及ぼす影響につきましては明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以　　上